

for
sustainable
agriculture

北海道クリーン農業推進計画（第7期）



令和2年（2020年）3月

北海道農政部

目 次

I 北海道クリーン農業推進計画（第7期）について	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
II クリーン農業について	3
1 クリーン農業の定義	
2 クリーン農業の環境保全効果	
3 クリーン農業推進計画の策定状況	
III クリーン農業の現状と課題	8
1 クリーン農業の取組状況	
2 クリーン農業への理解の促進	
3 クリーン農業技術の開発と普及	
4 YES!clean農産物の拡大	
5 有機農業の拡大	
6 國際水準GAPの推進	
IV 施策の推進方針と展開方向	21
1 クリーン農業への理解の促進	
2 クリーン農業技術の開発と普及	
3 YES!clean農産物の拡大	
4 有機農業の拡大	
5 國際水準GAPの推進	

V 計画推進のための各段階の取組	26
1 全道的な取組	
2 総合振興局及び振興局段階の取組	
3 市町村段階の取組	
■ 用語解説	27
■ 参考資料	31
○ 北海道クリーン農業推進計画（第7期）策定の経過等	
○ 第5期北海道農業・農村振興推進計画（抜粋）	
○ 第4次北海道食の安全・安心基本計画（抜粋）	
○ 日本農林規格（有機JAS規格）の概要	
○ 特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの概要	
○ 北のクリーン農産物（YES!clean）表示制度の概要	
○ 持続農業法（エコファーマー制度）の概要	
○ 環境保全型農業直接支払交付金の概要	
○ 環境保全型農業に関する各種農産物表示制度	

I 北海道クリーン農業推進計画（第7期）について

1 計画策定の趣旨

北海道は、肥沃な土壤や清涼な空気と水など恵まれた自然環境の下で、農業が営まれている我が国有数の食料供給地域であり、道内で生産された農産物は、「安全・安心で高品質な食の北海道ブランド」として、国内のみならず、世界からも高く評価されています。

平成3年、道は、恵まれた自然条件を活かし、人に優しい、そして、自然に優しい北海道農業の確立を目指して、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限とするクリーン農業を全国に先駆けて提唱しました。それから四半世紀にわたり多くの技術開発や普及などに取り組んで推進してきた結果、クリーン農業は、消費者の食の安全・安心への関心などが高まる中、時代に即して、北海道農業のブランド構築にも寄与してきました。

一方、平成27年(2015年)、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、先進国を含めた全ての国が行動することや、社会・経済・環境は不可分であり総合的に取り組むことなどが特徴であるSDGs（持続可能な開発目標）が国連で採択されました。これから時代は、SDGsなどの動きに適切に対応することが重要で、環境と調和したクリーン農業が果たす役割への期待が、ますます高まっていくと予想されます。

この「北海道クリーン農業推進計画（第7期）」は、これまでの取組を踏まえつつ、持続可能な農業・農村を支えるクリーン農業を推進するため、今後、道が進めようとする施策の展開方向を示すものです。

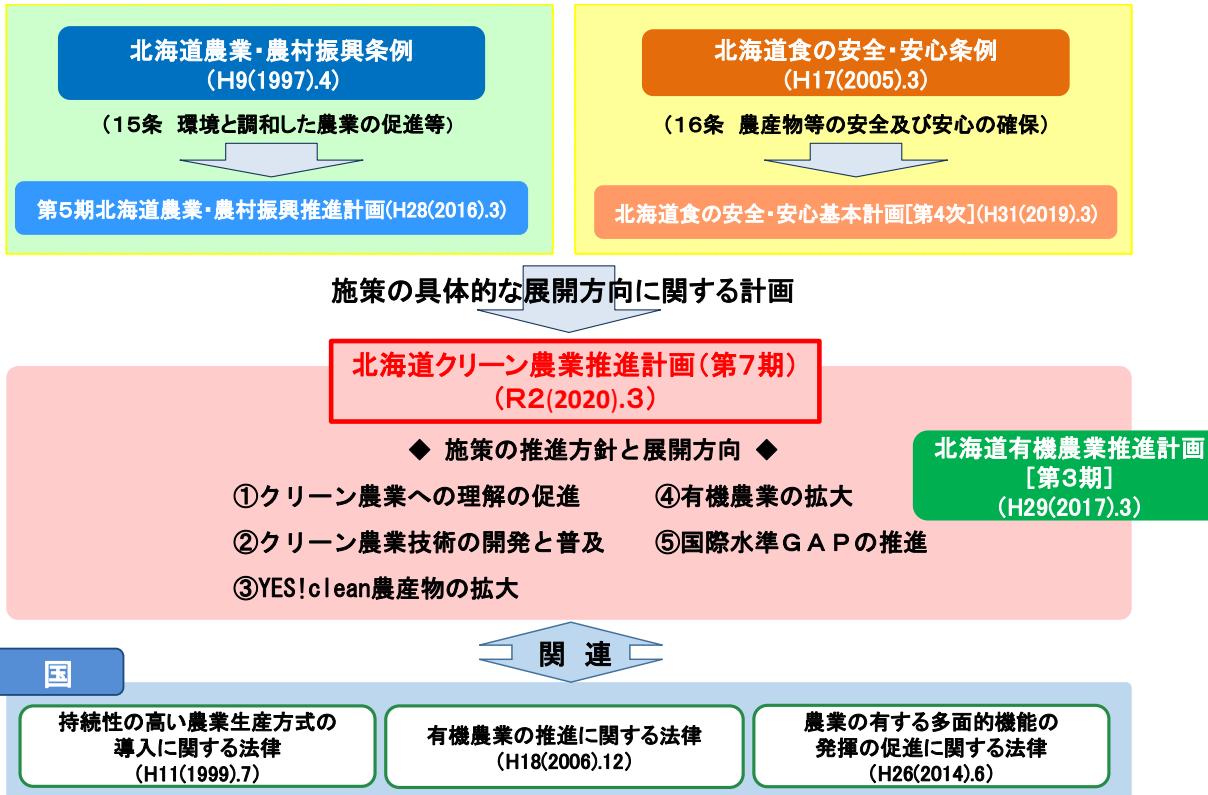
2 計画の位置づけ

北海道農業・農村振興条例（平成9年(1997年)4月制定）に基づく「第5期農業・農村振興推進計画(平成28年(2016年)3月策定)」及び北海道食の安全・安心条例（平成17年(2005年)3月制定）に基づく「北海道食の安全・安心基本計画【第4次】（平成31年(2019年)3月策定）」に沿った施策別計画です。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度（2020年度）からおおむね5年間とします。

◇ 北海道クリーン農業推進計画（第7期）の位置づけ



« SDGs(持続可能な開発目標) »

平成27年(2015年)の国連で採択された国際社会全体の開発目標。

全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会を目指して、17のゴール(目標)で構成。



クリーン農業と関連するSDGsのゴール

環境にやさしく、安全・安心な農産物の生産を推進するクリーン農業は、本道の特性を活かした栽培方法や技術の研究開発をより一層進めていくことによってSDGsのゴール達成に貢献することができます。

ゴール2:飢餓をゼロに

ゴール8:生きがいも経済成長も

ゴール9:産業と技術革新の基盤を作ろう

II クリーン農業について

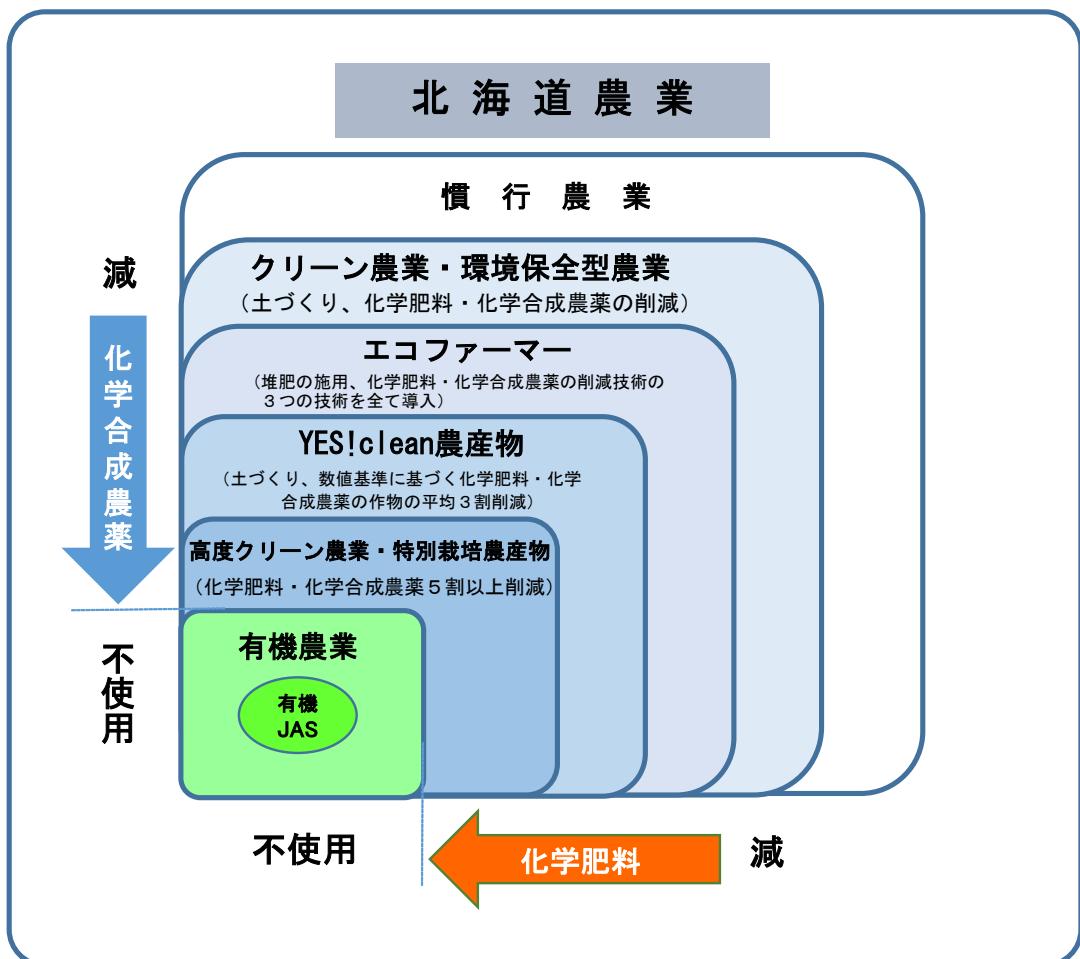
1 クリーン農業の定義

クリーン農業とは、「堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持・増進させ、環境との調和に配慮した安全・安心、品質の高い農産物の安定生産を進める農業」のことです。

本計画では、地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部（以下「北海道立総合研究機構」という。）等が開発した技術を導入して化学肥料や化学合成農薬の使用を削減した「北のクリーン農産物表示制度（以下「YES!clean表示制度」という。）」や特別栽培農産物、有機JAS認証農産物などを含めた幅広い概念として取り扱います。

なお、このクリーン農業は、国が平成6年（1994年）に定義した「環境保全型農業」と同様の考え方です。

◇ クリーン農業の概念図

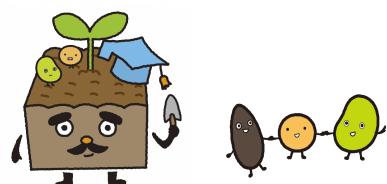


« もっと詳しく“クリーン農業” »

- ・「堆肥等の有機物の施用などによる土づくり」
堆肥をはじめとした有機質資材の施用や緑肥作物の導入などがあります。
- ・「化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめる」
総合的な栽培管理により、収量品質を維持しながら、化学合成物質を主とする肥料や農薬への依存度を減らします。
具体的には、土壤診断や病害虫発生予察と天敵等の利用、抵抗性の品種や台木の導入、作型の開発（作期の移動、被覆資材の利用等）などがあります。
- ・「農業の自然循環機能」
農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能のことです。
- ・「環境との調和」
環境に対する負荷を軽減し、地域の自然生態系や農村環境などの機能を維持向上する持続可能な農業生産です。
- ・「安全・安心な農産物」
化学肥料や化学合成農薬、飼料添加物、動物用医薬品の適正使用など食品の安全性と農業従事者の健康、そして、生産技術の情報提供などにより消費者の信頼を得た農産物を指します。
- ・「品質の高い農産物」
農産物の品質規格を満たすとともに、農産物本来の味と栄養などを確保することを指します。

« ハタケダ博士 & くりーんだね » ～北海道クリーン農業イメージキャラクター～

四角い顔に、北海道のカタチをした帽子が目印。畑をモチーフにした「ハタケダ博士」は北海道のクリーン農業を伝えるハタケダ大学の博士です。そして、ハタケダ博士の頭の上にちょこんと乗っているのは、種をモチーフにした「くりーんだね」。ハタケダ大学に通うクリーン農産物をめざす種たちです。



2 クリーン農業の環境保全効果

農業には自然循環機能があり、農産物の生産とともに、有機物資源の循環や自然環境保全、良好な景観形成等の多様な機能を発揮しています。

一方、農業生産資材の不適切な利用や管理等は、環境への負荷や農業生産環境の劣化を招くなどのおそれがあり、例えば、不適切な施肥は、河川や地下水等の水質汚染・富栄養化を招くおそれがあるほか、温室効果ガスである一酸化二窒素の発生、土壤劣化など、様々な面で環境へ負荷をかけるリスクがあります。

こうした中、クリーン農業は、堆肥の施用による土壤への炭素貯留や、農業機械を使った病害虫防除回数削減等による排出二酸化炭素の減少など、温室効果ガスの発生を抑制する効果や、有機物による土づくりや、化学合成農薬の使用量の削減による土壤微生物や天敵昆虫等の増加など、生物多様性の保全効果があることも明らかになっています。

また、クリーン農業は、近年、国連でSDGsが採択されるなど、持続性のある社会づくりに対する関心が高まる中で、北海道農業が消費者の信頼を得て、競争力を有した産業として発展していく上で、重要な取組です。

◇ 農業生産活動の主な環境リスク

主な農作業	河川・湖沼・地下水・海域	大気・温暖化・オゾン層	土壤・生態系
施肥	○不適切な施肥による水質汚濁・富栄養化 ➡	○肥料成分由来の温室効果ガス（一酸化二窒素）の発生	○化学肥料への過度な依存による土壤の劣化
防除	○不適切な農薬使用による水質汚濁 ➡		○不適切な農薬使用による周辺自然生態系への影響
かんがい	○代かき用水の排水などによる水質汚濁・富栄養化 ➡		
農業機械・加温設備等		○化石燃料の使用による温室効果ガス（二酸化炭素）の発生 ➡	○農業機械作業による土壤の圧密
プラスチック資材等		○野焼きなどによる有害物質の発生 ➡	○不適切な埋立などによる生態系への影響
家畜飼養	○家畜排せつ物の不適切な処理などによる水質汚濁・富栄養化 ➡	○反すう動物の消化管内発酵による温室効果ガス（メタン）の発生 ○悪臭	
ほ場管理	○土壤粒子の流亡などによる水質汚濁・富栄養化 ➡	○水田土壤等からの温室効果ガスの発生	○風水食による土壤流亡に伴う生活環境の悪化

3 クリーン農業推進計画の策定状況

クリーン農業については、平成3年(1991年)からおおむね5年ごとに推進計画を策定・見直しを行いながら、農業者、関係機関・団体と一体となってその取組を推進してきました。

この間、「北海道農業・農村振興条例」に環境と調和した農業の促進に資する施策として位置づけるとともに、「北海道食の安全・安心条例」には、農畜産物等の安全・安心の確保に資する施策として位置づけ、四半世紀以上の期間にわたり継続的な北海道農政における重要な施策となっています。

«これまでのクリーン農業推進計画の策定状況»

◎第1期 平成3～7年度：「北海道クリーン農業推進方向」

(平成4年(1992年)3月策定)

環境と調和した持続的な農業への転換を進めるため、地域の気象・土壤条件に即した栽培管理と化学肥料・化学合成農薬の適正使用を促進するとともに、各道立農業試験場(現 北海道立総合研究機構)が連携して、農薬の3割減、化学肥料の3割減、3つの品質の向上(安全、おいしさ、栄養価)を目標として、化学肥料や化学合成農薬を必要最小限にとどめる技術(クリーン農業技術)の開発に着手。

また、農業団体や消費者団体などと一体となってクリーン農業を推進するため、平成3年に「北海道クリーン農業推進協議会」を設立。

◎第2期 平成8～12年度「北海道クリーン農業推進方策」

(平成8年(1996年)3月策定)

土づくりを基本に、化学肥料や化学合成農薬を地域の慣行水準よりできるだけ低減させる取組を促進させ、引き続き、クリーン農業技術の開発・普及を推進し、家畜ふん尿処理利用の手引きを策定するなどして畜産分野における取組についても推進。

平成12年には、北海道クリーン農業推進協議会が、化学肥料・化学合成農薬の使用を低減した農産物の生産を行う集団を登録する「YES!clean表示制度」を制定。

◎第3期 平成13～17年度「21世紀クリーン農業推進方向」

(平成13年(2001年)3月策定)

開発されたクリーン農業技術の導入手引書や技術体系などを取りまとめ、農業改良普及センター等を通じて普及・指導を行いながら、化学肥料や化学合成農薬の使用低減の取組を促進。

平成15年には、「YES!clean表示制度」を化学肥料や化学合成農薬の使用回数の数値基準などを定めた制度へ改正。

さらに、平成16年度からは、有機農業者と消費者との交流促進や、安定生産技術の開発など、有機農業への取組を促進。

◎第4期 平成18～22年度「北海道クリーン農業・有機農業推進プラン」

(平成18年(2006年)3月策定)

「YES!clean表示制度」に登録されたYES!clean農産物の生産拡大に向け、農業者等への技術指導や消費者等へのPR活動を推進するとともに、有機農業についても、農業者の育成や有機農産物の流通・消費の拡大に向けた取組を推進。

自然循環型畜産や環境と調和のとれた農業生産活動規範の実践、家畜排せつ物の適正な処理・活用の促進など、クリーン農業等の取組を総合的に推進。

◎第5期 平成22～26年度「北海道クリーン農業推進計画」

(平成22年(2010年)12月策定)

これまでのクリーン農業技術の開発推進に加え、化学肥料・化学合成農薬の使用を5割以上削減する取組の拡大に向けて、高度なクリーン農業技術の開発・普及を推進。

環境との調和に配慮したクリーン農業への道民理解を促進するため、クリーン農業による環境保全への貢献を客観的に評価する手法を開発。

平成23年には、YES!clean農産物の流通・消費の拡大を図るために、YES!clean農産物を原材料にした加工食品へのYES!cleanマークの表示を適用拡大。

◎第6期 平成27年度～令和元年度「北海道クリーン農業推進計画」

(平成27年(2015年)3月策定)

クリーン農業が着実に広がっているため、これまで以上に環境保全効果が高いクリーン農業の取組を推進するとともに、安定した高度なクリーン農業の生産技術の開発を推進。

YES!clean農産物の生産及び流通・消費の拡大に力を入れるとともに、クリーン農業が果たしている役割に対する道民の理解を深めていくため、クリーン農業による環境保全効果を評価する手法を用いて、出前講座や水田の生き物調査などを通じて広く道民に発信。

« 北海道クリーン農業推進協議会 »

■ 設立:平成3年8月

■ 構成:19機関・団体

北海道農業協同組合中央会

北海道信用農業協同組合連合会

ホクレン農業協同組合連合会

北海道厚生農業協同組合連合会

全国共済農業協同組合連合会北海道本部

北海道農業共済組合連合会

北海道家畜産物衛生指導協会

北海道有機農業研究協議会

北海道経済連合会

北海道市場協会

北海道スーパー・マーケット協会

北海道食品産業協議会

日本フードサービス協会

北海道消費者協会

北海道生活協同組合連合会

(地独)北海道立総合研究機構農業研究本部

北海道市長会

北海道町村会

北海道農政部

■ 事務局:北海道農業協同組合中央会

■ 主な事業

・クリーン農業の推進対策の検討及び実施

・クリーン農業に関する広報及び情報の収集提供

・クリーン農業に関する各機関・団体との連絡調整

・YES!clean表示制度運営・審査 等

■ 北海道クリーン農業推進協議会のホームページでは、クリーン農業の最新情報をお知らせしています。

また、YES!clean生産集団の栽培情報など詳細な登録内容を検索することができます。

<http://www.yesclean.jp/>

北海道クリーン農業推進協議会

The screenshot shows the homepage of the Hokkaido Clean Agriculture Promotion Association. At the top, there's a navigation bar with links for '登録集団のご紹介' (Introduction of registered groups), '北のクリーン農産物表示制度の概要' (Overview of the North's Clean Agricultural Products Labeling System), 'YES!cleanマークの表示方法の審査・様式集' (Review method and sample set for YES!clean mark labeling), 'クリーン農業技術' (Clean agriculture technology), and '北のクリーン農産物表示制度のQ&A' (Q&A about the North's Clean Agricultural Products Labeling System). Below the navigation, there's a large banner with the 'YES!clean' logo and text about the association's mission to promote clean agriculture through natural environments and reduced chemical use. To the right of the banner is a photograph of a cultivated field. Further down, there are several sections with news articles and Q&A boxes, each with a green '詳しくはこちら>>' button. At the bottom, there's a search bar for '登録集団名検索' (Search for registered group names) with a green '表示' (Display) button.